

保護者各位

狛江市子ども家庭部  
児童育成課長 三宅 哲

## 緊急事態宣言期間中の保育園等の運営方法について

日頃から狛江市の保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。令和3年4月23日に、4月25日から5月11日までの期間、新たに緊急事態宣言が発出される見込みであることを受け、今後の保育園等の運営方法について、下記のとおりご案内をいたします。ご協力の程、よろしくお願ひいたします。なお、発出後に期間等内容が異なっていた場合は、別途ご案内いたします。

## 記

## 1. 緊急事態宣言期間中の保育園等の運営方法について

この度の緊急事態宣言においては、感染症対策を徹底した上で開園を基本といたします。その中においても、無理のない範囲で家庭保育が可能な方につきましては、ご協力をお願いいたします。

緊急事態宣言期間中、全ての日において登園を自粛された場合に限り、日割り減免を行います。算定方法については「3. 宣言期間中、全日数登園を自粛された場合」をご参照ください。

4月1日及び5月1日の入所者のうち、育児休業取得者及び求職者については、以下のとおり復職日及び就労開始日を延長いたします。

	復職期限 又は就労開始日	復職・勤務証明書 の提出期限
1. 育児休業取得者	7月1日（木）	7月15日（木）
2. 求職者	8月1日（日）	8月16日（月）

## 2. 受入にあたってのお願い

- (1) 児童・保護者（同居の家族を含む）の皆様におかれましては、土日祝日を問わず毎日の体温測定を徹底し、ご家族の方も含めて発熱等の風邪症状（咳・鼻水・だるさなど）がある場合は、児童の登園を控えてください。保育施設における職員も同様の対応を行います。
- (2) PCR検査を受けることとなった場合は、必ず保育施設へご連絡をお願いいたします。
- (3) 保護者の皆様はマスクの着用にご協力をお願いいたします。
- (4) 児童の受け渡しにあたり、保護者との接触は最低限に抑えたいと考えます。園により状況が異なるため、詳細については各園からのお知らせをご確認ください。また、在籍児童のご兄弟姉妹を施設内に入れることは可能な限り避けてください。
- (5) 風邪症状や発熱が続く場合や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、新型コロナウイルス感染症電話相談窓口等に相談をしてください。

### 3. 宣言期間中、全日数登園を自粛された場合

#### (1) 0～2歳児クラスの方

全日数登園を自粛された場合のみ、下記のとおり保育料の減額を行います。期間中1日でも登園された場合、減額は行いません。

● 4月分：【**変更後の保育料＝ご自身の保育料×21日(※1)÷25日(※2)(10円未満切捨て)**】

● 5月分：【**変更後の保育料＝ご自身の保育料×17日(※3)÷25日(※2)(10円未満切捨て)**】

※1 緊急事態宣言期間を除く4月1日から24日までの土曜日を含む開園日数。

※2 今回の日割りに対応における保育料算定では、国の考え方にに基づき、月によらず「25」で計算いたします。

※3 緊急事態宣言期間を除く5月12日から31日までの土曜日を含む開園日数。

#### <注意事項>

- ・各月の期間終了後に登園状況を確認し、変更後の保育料を確定いたします。減額額については、在籍施設にて還付又は充当の処理をいたします。
- ・緊急事態宣言が延長された場合や早期解除された場合は、期間が変更となり、併せて減免の計算方法も変更となります。確定の計算方法については、当月分の減額決定通知にてお知らせいたします。

#### <減額例> 保育料月額30,000円の場合

30,000円×21日÷25日＝変更後の4月保育料25,200円

30,000円×17日÷25日＝変更後の5月保育料20,400円

#### (2) 3～5歳児クラスの方

在籍園へご確認ください。

### 4. その他

この度の緊急事態宣言を受け、市役所職員も一部在宅勤務となります。緊急事態宣言期間中は、電話や窓口でお待たせする可能性がありますので、ご了承ください。

施設においては、手洗いや手指消毒、適切な換気、共有部分等における毎日の消毒等、基本的な感染症対策を徹底してまいります。また、3密を避ける工夫や外部者との接触の制限等も行っております。今後も、新型コロナウイルス感染症の状況によって、上記実施内容を延長する可能性があります。変更がある場合は、別途お知らせいたします。ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

問合せ先：狛江市児童育成課幼児教育・保育係

03-3430-1111 内線 2316・2317・2328・2398